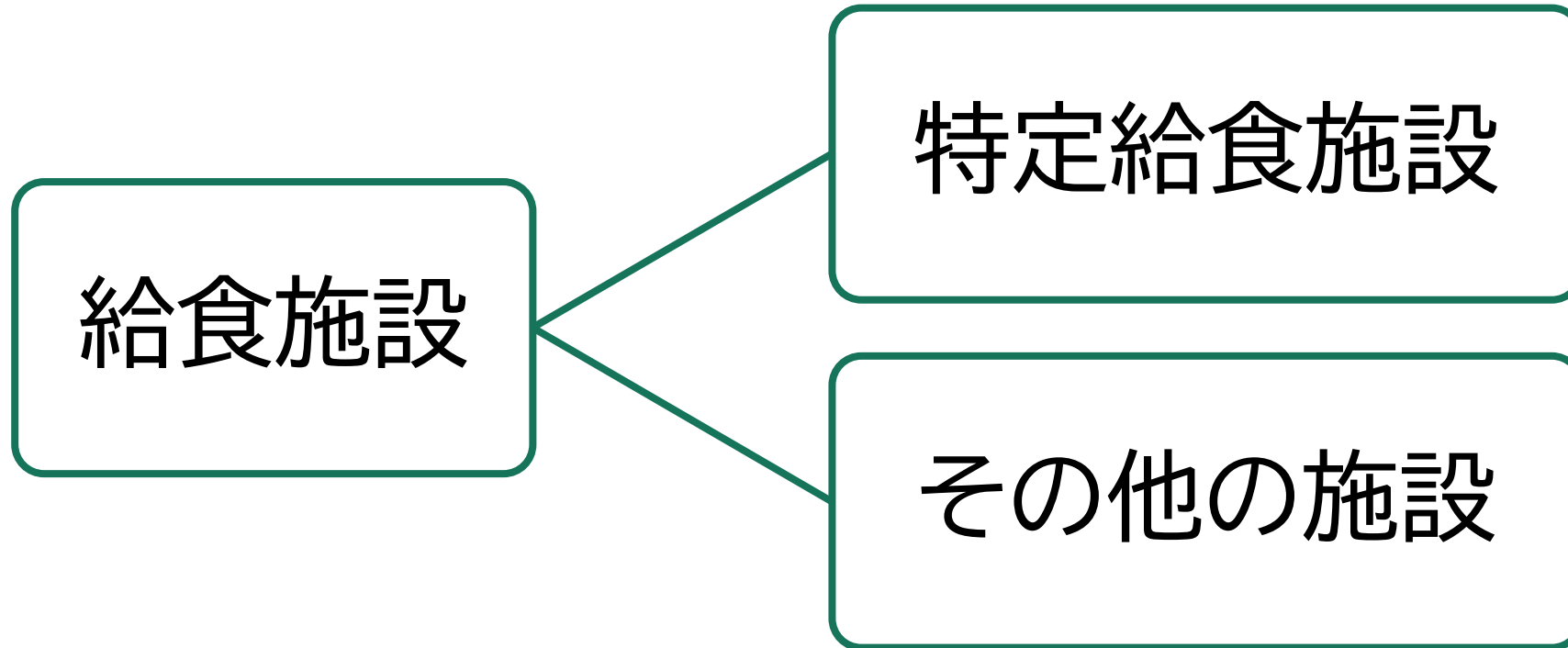


1. 特定給食施設・その他の施設



1. 特定給食施設・その他の施設

特定給食施設とは（健康増進法）

- 第20条第1項

特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を提供する施設のうち
栄養管理の必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。

- 施行規則第5条

法20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、

継続的に 1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする。

1. 特定給食施設・その他の施設

特定給食施設とは（大田区では）

- 給食施設の**利用者がほぼ同一人**と推定される
- **週1日以上**かつ、それが**1か月以上継続**している（平成17年4月改定）
- その給食数が**1回100食以上**又は**1日250食以上**である



地域健康課の栄養指導員が、健康増進法に基づき、
必要な指導・助言を行っています。

1. 特定給食施設・その他の施設

その他の施設とは（大田区では）

特定給食施設に該当しない施設で、
特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給し、
1回20食以上又は1日50食以上の施設



健康増進法での**特定給食施設に準じて、必要な指導・助言を行っています。**

「**その他の施設**」にも、以下の書類の提出をお願いしています。

- ・給食開始届
- ・給食届出事項変更届
- ・給食廃止(休止)届
- ・栄養管理報告書の提出(年2回)
- ・給食施設状況調査(年1回)

→ 助言や表彰等の資料となります。